

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税，遊興飲食税）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税 率 等	芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% （非課税） 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	（非課税） 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% （免税点） 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 （基礎控除） 1人1泊500円 公給領収証制度の採用（非課税制度が免税点制度に改められた。）

年度 項目	46	48	49	50	52	53
税 率 等	（免税点） 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 （旅館における基礎控除） 1,000円	（免税点） 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	（旅館における基礎控除） 1,500円	（免税点） 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	（旅館における基礎控除） 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止